

ることについて指導及び助言を行うこと。

(78)の22 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第29条第2項の規定により、特定特殊自動車の使用者に対し報告をさせること。

(78)の23 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第30条第2項の規定により、職員に立入検査又は質問をさせること。

(79)～(195) (略)

(196)から(204)まで 削除

(205)～(212) (略)

(213) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第46条の

(79)～(195) (略)

(196) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第74条第1項の規定により、必要な指導及び助言をすること（知事が指定したものに限る。）。

(197) エネルギーの使用の合理化等に関する法律第75条第1項の規定による第1種特定建築物に係る届出を受理すること。

(197)の2 エネルギーの使用の合理化等に関する法律第75条第2項の規定により、届出に係る事項を変更すべき旨を指示すること（知事が指定したものに限る。）。

(198) エネルギーの使用の合理化等に関する法律第75条第5項の規定による第1種特定建築物に係る報告を受理すること。

(198)の2 エネルギーの使用の合理化等に関する法律第75条第6項の規定により、維持保全をすべき旨の勧告をすること（知事が指定したものに限る。）。

(199) エネルギーの使用の合理化等に関する法律第75条の2第1項の規定による第2種特定建築物に係る届出を受理すること。

(200) エネルギーの使用の合理化等に関する法律第75条の2第2項の規定により、必要な措置をとるべき旨の勧告をすること（知事が指定したものに限る。）。

(201) エネルギーの使用の合理化等に関する法律第75条の2第3項の規定による第2種特定建築物に係る報告を受理すること。

(202) エネルギーの使用の合理化等に関する法律第75条の2第4項において準用する同法第75条第6項の規定により、維持保全をすべき旨の勧告をすること（知事が指定したものに限る。）。

(203) エネルギーの使用の合理化等に関する法律第76条第3項の規定による建築物調査の結果の報告を受理すること。

(204) エネルギーの使用の合理化等に関する法律第87条第10項の規定により、必要な報告をさせ、又は職員に立入検査をさせること（知事が指定したものに限る。）。

(205)～(212) (略)

2の規定により、書面を交付すること。

- (214) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第8条の規定により、必要な指導及び助言をすること（建築基準法第6条第1項の規定による確認申請に係る建築物のうちに、最高の高さが45メートルを超える建築物を除く。次号から第231号まで及び第242号において同じ。）。
- (215) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項及び第2項の規定により、計画の判定をすること。
- (216) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第3項から第5項までの規定により、通知書を交付すること。
- (217) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第13条第2項及び第3項の規定により、計画の判定をすること。
- (218) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第13条第4項から第6項までの規定により、通知書を交付すること。
- (219) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第14条第1項の規定により、必要な措置をとるべきことを命ずること。
- (220) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第14条第2項の規定により、必要な措置をとるべきことを要請すること。
- (221) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第3項の規定により、計画の写しを受理すること。
- (222) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第16条第1項の規定により、計画の変更その他必要な措置をとるべきことを指示すること。
- (223) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第16条第2項の規定により、指示に係る措置をとるべきことを命ずること。
- (224) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第16条第3項の規定により、協議を求めること。
- (225) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第17条第1項の規定により、必要な報告をさせ、又は職員に立入検査をさせること。
- (226) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第19条第1項の規定により、届出を受理すること。
- (227) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第19条第2項の規定により、計画の変更その他必要な措置をとるべきことを指示すること。
- (228) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第19条第3項の規定により、指示に係

る措置をとるべきことを命ずること。

(229) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第20条第2項の規定により、通知を受理すること。

(230) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第20条第3項の規定により、協議を求めること。

(231) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第21条第1項の規定により、必要な報告をさせ、又は職員に立入検査をさせること。

(232) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項（同法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、計画の認定をすること（建築基準法第6条第1項の規定による確認申請に係る建築物のうち、最高の高さが45メートルを超える建築物（同法第85条第5項に掲げる仮設建築物を除く。）又は同法第85条第5項に掲げる博覧会建築物が含まれる場合における当該申請に係る建築物に係る場合を除く。次号から第241号まで及び第243号において同じ。）。

(233) (略)

(234) (略)

(235) (略)

(236) (略)

(237) (略)

(238) (略)

(239) (略)

(240) (略)

(241) (略)

(242) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定により、書面を交付すること。

(243) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第29条の規定により、書面を交付すること。

4～7 (略)

8 次に掲げる事務は、新潟地域振興局長に委任する。

(1)・(2) (略)

(3) 第3項第1号、第2号、第134号、第135号及び第136号の2から第243号までに掲げる事務

9・10 (略)

(コロニーにいがた白岩の里所長等への委任)

第6条の2 次に掲げる事務は、コロニーにいがた白岩の里所長及びはまぐみ小児療育センター所長に委任する。

(1)～(3) (略)

2 次に掲げる事務は、コロニーにいがた白岩の里所長に委任する。

(213) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第30条第1項（同法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、計画の認定をすること（建築基準法第6条第1項の規定による確認申請に係る建築物のうち、最高の高さが45メートルを超える建築物（同法第85条第5項に掲げる仮設建築物を除く。）又は同法第85条第5項に掲げる博覧会建築物が含まれる場合における当該申請に係る建築物に係る場合を除く。次号から第222号までにおいて同じ。）。

(214) (略)

(215) (略)

(216) (略)

(217) (略)

(218) (略)

(219) (略)

(220) (略)

(221) (略)

(222) (略)

4～7 (略)

8 次に掲げる事務は、新潟地域振興局長に委任する。

(1)・(2) (略)

(3) 第3項第1号、第2号、第134号、第135号及び第136号の2から第222号までに掲げる事務

9・10 (略)

(コロニーにいがた白岩の里所長等への委任)

第6条の2 次に掲げる事務は、コロニーにいがた白岩の里所長、新星学園長及びはまぐみ小児療育センター所長に委任する。

(1)～(3) (略)

2 次に掲げる事務は、コロニーにいがた白岩の里所長及び新星学園長に委任する。

(1)～(12) (略)

(13) 新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第69号）第12条第1項又は第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、契約支給量の報告等を行うこと。

(14) 新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第23条第4項の規定により、支給決定障害者に対し、領収証を交付すること。

(15) 新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第24条第1項又は第2項の規定により、利用者負担額合計額の報告及び通知を行うこと。

(16) 新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第25条第1項又は第2項の規定により、支給決定障害者に対し、介護給付費の額に係る通知等を行うこと。

(17) 新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第44条の規定により、同条第1号又は第2号に該当する場合に、意見を付してその旨を市町村に通知すること。

(18) 新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第46条の規定により、運営規程を定めること。

(19) 新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第51条第1項又は第2項の規定により、協力医療機関等を定めること。

(1)～(12) (略)

3 次に掲げる事務は、コロニーにいがた白岩の里所長に委任する。

(1) 新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第69号）第12条第1項又は第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、契約支給量の報告等を行うこと。

(2) 新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第23条第4項の規定により、支給決定障害者に対し、領収証を交付すること。

(3) 新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第24条第1項又は第2項の規定により、利用者負担額合計額の報告及び通知を行うこと。

(4) 新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第25条第1項又は第2項の規定により、支給決定障害者に対し、介護給付費の額に係る通知等を行うこと。

(5) 新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第44条の規定

| | |
|---|---|
| <p><u>3</u> (略)</p> <p>(児童相談所長への委任)</p> <p>第7条 次に掲げる事務は、児童相談所長に委任する。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) <u>児童福祉法第33条第2項、第7項及び第9項の規定により、一時保護を行い、又は一時保護を行うことを委託すること。</u></p> <p>(13)の2～(17) (略)</p> <p>(17)の2 <u>児童福祉法第56条第4項の規定により、書類の閲覧等を求めること（同条第1項及び第2項に係るものに限る。）。</u></p> <p>(18)・(19) (略)</p> <p>(20) <u>児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第33条の規定により、児童福祉法第30条第1項の規定による届出をした者に係る通知を行うこと。</u></p> <p>(21)～(39) (略)</p> | <p><u>により、同条第1号又は第2号に該当する場合に、意見を付してその旨を市町村に通知すること。</u></p> <p>(6) <u>新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第46条の規定により、運営規程を定めること。</u></p> <p>(7) <u>新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第51条第1項又は第2項の規定により、協力医療機関等を定めること。</u></p> <p><u>4</u> (略)</p> <p>(児童相談所長への委任)</p> <p>第7条 次に掲げる事務は、児童相談所長に委任する。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) <u>児童福祉法第33条第2項の規定により、一時保護を加え、又は一時保護を加えることを委託すること。</u></p> <p>(13)の2～(17) (略)</p> <p>(17)の2 <u>児童福祉法第56条第5項の規定により、書類の閲覧等を求めること（同条第1項及び第2項に係るものに限る。）。</u></p> <p>(18)・(19) (略)</p> <p>(20) <u>児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第34条の規定により、児童福祉法第30条第1項の規定による届出をした者に係る通知を行うこと。</u></p> <p>(21)～(39) (略)</p> |
|---|---|

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。